

第三十一回国会 衆議院 内閣委員会各省設置法改正案等審査小委員會議録 第三号

昭和三十四年二月十九日(木曜日)

午前十一時九分開議

出席小委員

小委員長 岡崎 英城君
今松 治郎君 富田 健治君
平井 義一君 石橋 政嗣君
受田 新吉君 木原津與志君
出席政府委員

総理府事務官 松村 清之君
(自治庁長官官房長)
官房長

経済企画事務次官 河本 敏夫君
官房長

総理府事務官 宮川新一郎君
(経済企画庁長官官房長)

官房長 浅村 康君
(経済企画庁長官官房長)

総理府事務官 原田 久君
(科学技術庁長官官房長)

官房長 佐々木義武君
(科学技術庁長官官房長)

大蔵政務次官 山中 貞則君
(大蔵省事務官)

大蔵事務官 石野 信一君
(大蔵省事務官)

国税庁長官 北島 武雄君
(国税庁長官)

小委員外の出席者

議員 小倉 義昭君
議員 橋本 正之君
議員 岸 昌君
(自治庁行政課長)

本日の会議に付した案件

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五十一号)

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七十一号)

大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七十二号)

自治庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二六号)

○岡崎小委員長 これより会議を開きます。

本日は、科学技術庁、経済企画庁、大蔵省及び自治庁の各設置法改正案につきまして審議を進めることにいたします。質疑を許します。御質疑はありますか。平井小委員。

○平井小委員 科学技術庁の設置法改正につきまして、原子力局長を一人ふやすというの、どういふことですかねののですか。次長がいなければいけません。次長がいなくとも仕事ができるはずだと思いますが、どういふことですか。

○原田(久)政府委員 現在原子力局におきまして原子力関係のいろいろな業務を担当してやっておりますが、最近原子力開発が進んで参りましたので、事務量が非常に膨大になって参りましたので、今回予算要求におきまして、定員を二十九名増員をいたしました。従いまして内部の組織も、現在五課四調査官及び次長一名という構成で事務を処理して参っておりますけれども、とうていという機構、人員ではできないというので、ただいま申しましたように、人員も増員いたしました。

○平井小委員 科学技術庁はそれでいいとしまして、経済企画庁の設置法の一部を改正する法律案であります。地盤沈下対策審議会、これを設置するといふことですが、これは委員は約二十人、約二十人のおかし。委員は何人ときましてなければならぬと思うが、この構成メンバーはどういふ人をもつて当てるわけですか。

○浅村政府委員 地盤沈下審議会の構成につきましては、ただいま検討中でございますが、私どものただいまの考へ方は、他の類似のものとの関係も考慮いたしまして、学識経験者を中心とした構成に考えていきたいと考えております。

○平井小委員 学識経験者が大多数といふことですか、ほとんどそうですか。

○浅村政府委員 実はまだその比率をどうにするかといふことはまだ考へておりませんが、政府関係の職員も参加いたしますし、学識経験の方々にも委員としてお願いしたいと思っております。割合につきましては、ただいままだ具体案は持っておりません。

○平井小委員 審議会とか委員会とかみな作っておるが、ほんとうは構成メンバーが一番おもしろいことではないかと、まだきまっておらぬといへば、きまっておらぬ質問もしますが、ほんとうに役に立つ人を委員にしなければ、委員会ばかりむちゃくちゃにどこかの省も作りおるのですが、何にもならぬことになりませんか、この構成メンバーだけは一つりっぱな人を選ぶようにしていただきたいと思ひます。

○浅村政府委員 地盤沈下の問題が最近非常に大きく出て参っておりますので、私どももいたしましては、特にこの問題を審議するための審議会を設置させていただきたいといふことで提案いたしておるわけでありまして、その構成につきましては、ただいまの御趣旨を十分入れまして、適當なるものを持っていきたいと考えております。

○岡崎小委員長 受田君。

○受田小委員 科学技術の方おられますね。先ほど平井さんからお尋ねされて、質疑が繰返されておるのですけれども、私はもう少し前にさかのぼって、この前実を結んだ科学技術会議の問題にちょっと触れておきたいと思ひます。せっかく科学技術会議が発足したのでございますが、その議員の構成、人選はどういふふうに進んでおるか、御答弁願ひます。

○原田(久)政府委員 科学技術会議の議員といたしましては、総理大臣を議長といたしまして、それから国務大臣が文部大臣、大蔵大臣、経済企画庁長官、科学技術庁長官の四名でございます。それから日本学術会議会長一名、他の残り三名が学識経験者といふことになっております。学識経験者といひましては、科学技術全般にわたりがみましまして、科学技術全般にわたります高度の経験、知識を持っております方を人選したいといふ考へ方でありまして、科学技術会議設置法案も去

る十三日成立いたしましたので、ただいまその人選にこれから着手するという段階に参っております。まだ具体的な方という内容までには触れておらぬようでございますが、私どもは大に各方面の御意見を承わって、たとえは学識経験者という観点では学術会議という観点から、それから実業界という観点から、それらは、それぞれ実業界関係方面の御意見をお伺いしてきめるということであろうと期待しております。

○受田小委員 大体もうその人選は実を結ばせる段階じゃないのですか。まだ今からそういうふうないろいろな意見を聞いてやるという段階でございいますか。

○原田(久)政府委員 内々には大臣がおそらく各界の御意見を聴取されつつあると思いますが、私ども事務局といたしましては、そこまで察知することではできませんので、私としては深く申し上げることはできません。

○受田小委員 せっかく出発した科学技術会議の構成員の人選について、まだ事務局は察知していない、大臣がどういふふうになさっておるかは大に聞かなければならぬという話ですが、これはやはり私たちとしては十分人選を監視しなければならぬ。この人選が重大な問題であって、科学技術会議そのものの必要性も、結局その人によるので、よろしき人を得なければ、目的を達しないのですから、そういうことについては十分国会の意思を尊重して、その人選の経緯などについても適宜報告をして、国会の意見を聞くという形をとるべきだと思う。でき

れば大臣に御足願願って、御意思のほどをお示し願いたいと思う。あのときにも学識経験者についても片寄らないようにということを含めて申し上げたが、その点をまた次の機会に御答弁願いたいと思います。

もう一つ、今回の改正点の一つである原子力局に次長を二人を置くことですが、この次長二人制というものの長所、短所を私はさらに検討してみなければならぬと思うのです。すでに次長を二人置いている役所がどこにどうあつて、それらがどういふ実績を上げているかということ、それと次長二人制の場合に職務分掌というものをやはり掲げなければならぬ。ついだからと次長が二人おつて適宜事務を処理するという形では、そこに責任の所在がぼけるおそれもある。そこで次長二人制の場合に次長の職務分掌はどういうことになるか、その二つをお答え願いたいと思います。

○原田(久)政府委員 まず前段の科学技術会議議員の任命につきましては、前々から各界の意見を十分反映してという御意見も拝聴しておりますので、御趣旨に沿うように大臣はおそらく御検討されることと期待しておりますが、なお科学技術会議の議員につきましては国会の承認を経るということになっておりますので、当然その過程におきまして国会の御承認を得る機会があるというふうな期待しております。

それから後段につきましては原子力局長から御答弁させていただきます。○佐々木政府委員 それでは原子力局に次長を二人置きます意味と申しますか、分掌規程等を御説明申し上げる。初めに現在局で次長を二人持つて

いるところがあるかどうかという御質問でございますが、私の承知しております範囲では、大蔵省の主計局に二人おります。それから通産省の通商局にも二人次長がおりまして、それ以外には存じ上げておりません。原子力局に次長を一人ふやすゆえんのものはないということと申します。実は御承知のように原子力局は科学技術庁の他の局と若干趣きを違えておりまして、そのおもな相違点と申しますのは、科学技術庁の他の各局はもっぱら総合調整あるいは立案事務が主でございますけれども、原子力局に限りましては、その任務のほかにさらに許可事務あるいは障害防止等のための実際の監査実務が非常に多いと申します。従いまして、第一線行政というものを兼ね備えたものを持つておまして、さらに一つ一つの加わってくる任務は、原子力委員会という総理府の所管の事務局も兼ねておりますので、非常に繁雑をきわめております。予算から申しまして

も、あるいは実際の事務から申しまして、客観的な開発等が進んで参ります。従いまして単に計画というだけでなく、実際の許認可あるいは監察というものもやっておりますためには、どうしても人員の増加あるいは機能の充実が必要でございます。そこでこの次長二名制ということになったわけでございます。

しからば次長二名の分掌規程はどうかと申しますと、一人は技術の担当を主にいたしまして、研究計画とかあるいは研究の推進に対する委託費、補助金の交付とか、あるいはいろいろ教育面の充実といったような点に重点が置

かれます。もう一人の方はもっぱら事務面を主とした問題でありまして、たとえてみますと国際協力等の問題が非常に多いと申します。条約を結び、あるいは条約に伴う一切の実務、施行事務をやつていく、あるいは基本的な計画を推進する、あるいは核燃料等の入手に伴ういろいろな会計事務等がございまして、そういう実務をやる、あるいは各種の法律を、国内法をいろいろ策定し、国内法に伴う政令あるいは省令等をいろいろ作つておる関係がございまして、そういう問題が非常に多いと申します。調査事務等もあわせまして、主として事務的な分野の次長にこれを監督させるというふうに分野を分けてやつたらいいのではなからうか。ただお話をよく次長が二人になった際には、ややもすると権限等の問題で不明になるおそれがある。これは独立の省の場合です。が、こうした総理府の外局としての役所に二人置くということは、これが初めてになる、そういうことですね。

○佐々木政府委員 大蔵省の主計局も通産省の通商局も内局でございまして、そのものが総理府の外局です。その外局の一部局の中にさらに次長を二人置くということになる。機構の上からいうと、今度そうした総理府の外局の地

位にすぎない科学技術庁としては画期的な次長二名制を置くわけですが、これは科学技術省を置くという声もあるくらいに、この問題は大きく取り上げなければならぬのですから、その意味において、原子力局にそうした分担を持つて、それぞれ責任者が控えておるということについては、原則としては別に異議を持つものではないのです。が、しかし問題があることは、こういうことによつて一つ一つ役所が拡充強化されていくということになります。これはほかの省との機構改革にも関係がある。国は原子力局のようなのを特に大きく育成させるそのかわり、ほかのところでは少し減らすという総合計画、それで役所がいらずに機構の拡充競争をやつて職員をふやしていくというところにもまた問題がある。その点についての総合計画上の問題として、あなた方としてはこの原子力局の拡充強化がどういふ地位を占めるかという全般の検討をされておると思う。ただ科学技術庁の一役所の問題ではなしに、もっと大きな立場での問題があると思ひますが、行政管理局その他と連絡折衝された際に、皆さんの御希望がなるほどともたというふうな認められた根拠をもう一度お示し願いたい。

○佐々木政府委員 行政全般の中にどういふ地位を占め、それがためにほかの行政との関連はどうなるかという点に關しましては、これは私どもの事務ではございませぬので、私からお答えするのはいかかと思ひますが、ただ先ほど申しましたように原子力局という科学技術庁という総理府の外局である庁

うな念願といたしまして、どうしても行政事務そのものを充実いたしませんと、なかなか困難な事態になっておりますので、私どもといたしましてはどうしても内容を充実したい、そういう

意向を持ちましていろいろ折衝したの
でございませうけれども、庁にするには
まだ少し時期が早いのでなからうか、
むしろ庁にする前に内容の充実という
点でしばらく問題を処理していった方

こういうときには、局長の職務を代理する人がだれであるかというような場合に問題が起るわけなんです。どちらかを一応指名するということの何らかの規則をそこへうたうわけですか。局

というところで解決するとはいいながら、その際にまた技術系統が上か、事務系統が上かというようなことで、かれこれやこしいことが起ると思う。常に事務系統の者は上位にのりたとい

関の資金運用の基本方針について審議をいたしますために存在をいたしておるのでございます。行政審議会の答申が最近出しまして、審議会等につきまし

ては、今まで閣議決定によって設置されておるものは廃止する、そうして必要なものは法律の基礎を持ったものにするというふうな答申がございました。ものですから、この民間金融機関の資金運用の調整に関するこういう審議会というものは、今のようないかなる金融情勢、経済情勢におきましてなお存続が必要であるというふうな考えをまず、現存いたしておりますものを法律上の基礎をつけたという意味で、ここに提案をいたしておる次第でございます。期限を二年間に限っておりますのは、経済情勢、金融情勢も、今後国の正常化等でだんだん進んで参りますから、従つてこれに伴つて検討する機会を持つという意味で、二年間に限つておるのでございます。

それから保険審議会の方は、これは新設でございます。昭和十四年に保険業法を改正されたあと、大きな改正なしにそのままになっておりますが、保険制度というものは、御承知の通り経済情勢なり経済の実態の変化に応じて、いろいろ制度を改正して参らなければならぬ。またその運用につきましても、そういう公正な学識経験者等の意見を聞いて、公平にやられた方がいいというふうな考えをまず、その制度を研究する諮問をして審議していただく。同時に運用についても諮問をする機関として、こういう機関があることはぜひ必要であると考えまして、提案をいたしたのでございます。この方は、制度改正も、今申しましたように、経済情勢の変化に応じて常に生ずる問題でございますし、また行政運用につきましても諮問をいたす意味で、期限は切つておりません。

それから専売制度の調査会でございますが、これは一昨年の末でございましたが、公共企業体審議会という審議会が行政管理局の方にできまして、そこで出された答申の中に、専売制度について、主として民営がいいかどうかという問題について、一方、能率を上げるためには民営がいいという考え方と、逆に、タバコの耕作者の利益の問題、あるいは財政収入が減少するおそれはないかというような疑問を持つ御意見と、両方ありまして、一つ調査会を作つて検討するように、こういう答申が出ております。これに基づきまして専売制度調査会というものを作ることになったとおるわけでございまして、これも期限は一応一年にいたしておりますが、できるだけ早くその研究の結果を得たいという趣旨で、一年に限つております。

こういう意味で、あるものはすでに存在するものを法制化するということも、また答申によつてある程度作る必要が定められているもの、それから保険審議会につきましては、先ほど申しましたような経済の実態に即応して制度を考えていきたいということで、いずれも必要なものと考えております。

○平井小委員 この委員会を作つていろいろ研究するというのですが、市町村の配置分台に伴つて、税関の管轄区域がいろいろ違つてくると思ひますが、今全国でそういうところが多いですか。

○石野政府委員 これは市制の改正に伴ひまして市ができたたり、市制執行に伴う行政区画の改正に即応しまして、技術的にある程度まとまつたところで、それを法律的に名前を変えるところかとい

う整理をするだけでございますから、実質的には何もないわけでありまして。
○岡崎小委員長 御質疑はありませんか。――なければ、次会は来たる二十日金曜日、本委員会散会後開会することにしたしまして、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十八分散会

内閣委員会各省設置法改正案等審査小委員会會議録 第二号 中正誤
ペー段 行 誤 正
三一 元 航主交通 航空交通